

地域	ウズベキスタン共和国
日付	2022年7月26日
法律事務所	Dentons Tashkent
役職名、氏名	Ulugbek Abdullaev (カウンセラー)
連絡先	ulugbek.abdullaev@dentons.com , tashkent@dentons.com

質問事項

I. 個人情報保護に関する法律

- i. あなたの国には、現在または近い将来の予定として民間分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

はい。ウズベキスタンにおける民間分野及び公的分野の両方の分野における一般法として、2019年7月2日付け個人データ法第547号(the Law on Personal Data No. 547、以下「法」といいます。)があります。

- ii. あなたの国には、現在または近い将来の予定として公的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

はい、上記iの質問への回答をご覧ください。

- iii. あなたの国には、現在または近い将来の予定として個別の(特定の)分野に適用のある個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要をご教示ください。)

いいえ、存在しません。

Iの(i)(ii)(iii)について全て「該当なし」の場合はIVに進みます。

II. 個人情報保護に関する規制の基本情報

- i. Iで言及いただいた個人情報保護に関する法律について以下の空欄を埋めて下さい。

名称: 2019年7月2日付け個人データ法第547号

① 「個人情報」の定義	識別された個人または識別可能な個人に関連する電磁的記録、紙、および(または)その他の有形媒体に記録された情報
② 法の適用範囲	情報技術を含め、処理手段に関係なく、個人データの処理と保護から生じる関係に適用されます
③ 地理的範囲	定義されていません。 一般的に、ウズベキスタン共和国の法律は、ウズベキスタン共和国の国民(国民および法人)、およびウズベキスタン共和国の領域で活動を行う外国法人、外国人、ウズベキ

	スタン共和国の領域にいる無国籍者に、ウズベキスタン共和国の国際条約で別途定められていない限り、適用されます(法律行為の規範に関する法律第 44 条)。したがって、厳密な状況によっては、ウズベキスタンのデータ対象者の個人データを処理する海外にある組織も、(例えば、インターネット上で活動を行っていること)「ウズベキスタンの領域で活動を行っている」と認められれば、国内のデータ保護法が適用され、ウズベキスタンの組織が海外でデータ対象者の個人データを処理する際には、同法を順守する必要がある場合があります。
④ URL	ウズベク語: https://lex.uz/docs/4396419 英語(非公式かつ最新の改正は反映されていない恐れがあります。): https://lex.uz/docs/4831939
⑤ 施行日	2019 年 6 月 2 日施行 2021 年 4 月 16 日改正法施行

- ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。

III. OECD プライバシー原則

- i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を具体化した法の条文があればご教示下さい。

<https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesontheprivacyandtransborderflowsofpersonaldata.htm>

(a) 収集制限の原則

この原則は、個人データの収集には制限を設け、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、及び必要に応じてデータ主体に通知し、又は同意を得た上で収集すべきであることを意味します。

はい、個人データ法第 547 号は、この原則を反映しています: 第 5 条、第 10 条、第 12 条、第 31 条。

第 5 条は、個人データ処理の目的及び方法の適法性が、法の主要原則の一つであると述べています。

第 10 条: 個人データのデータベースは、所有者及び(または)運営者並びに第三者が遂行する業務を完了するために必要かつ十分な個人データを収集することによって形成されます。

第 31 条: 所有者及び(または)運営者は、その目的の遂行のために必要かつ十分な個人データの構成を承認しなければなりません。

(b) データ内容の原則

この原則は、個人データは、利用目的の範囲内において利用し、かつ利用目的の達成に必要な範囲内で正確、完全及び最新の内容に保つべきであることを意味します。

はい、個人データ法第 547 号は、この原則を反映しています: 第 5 条、第 11 条、第 19 条、第 31 条。

第 5 条は、個人データの正確性と信頼性が法の主要な原則の一つであると述べています。

第 11 条: 個人データは、対象者の請求があった日から 3 日以内に訂正しなければならず、誤った個人データは即座に訂正(修正・削除)しなければなりません。

第 19 条: 個人データは正確かつ信頼できるものでなければならず、必要に応じて変更・補完しなければなりません。

(c) 目的明確化の原則

この原則は、個人データの収集目的は、データが収集された時点よりも前に特定し、当該利用目的の達成に必要な範囲内における事後的な利用又はその他の目的での利用は、その利用目的に矛盾しない方法で行い、利用目的を変更するにあたっては毎回その利用目的を特定すべきであることを意味します。

はい、個人データ法第 547 号は、この原則を反映しています: 第 5 条、第 10 条、第 19 条、第 30 条。

第 5 条は、個人データ処理の目的および方法の合法性が、法の主要原則の一つであると述べています。

第 12 条は、個人データの利用は、あらかじめ明示された収集目的のためにのみ行われると定めています。

第 19 条: 個人データの処理目的は、その収集時にあらかじめ明示された目的、および所有者と(または)運営者の権利と義務に対応するものでなければなりません。処理される個人データの量と性質は、その処理の目的と方法に対応するものでなければなりません。個人データの処理目的が変更された場合、所有者および(または)運営者は、変更された目的に従って個人データを処理することについて、対象者の同意を得なければなりません。

第 30 条は、個人データの対象者は、個人データが処理目的に必要なでない場合、所有者および(または)運営者に対して、個人データの処理を一時的に停止するよう要求する権利を有すると定めています。

(d) 利用制限の原則

この原則は、個人データは、以下の場合を除き、(c)目的明確化の原則により特定された目的以外の目的のために開示すること、利用可能な状態に置くこと又はその他の方法で利用すべきではないことを意味します。

- i) データ主体の同意がある場合
- ii) 法令に基づく場合

はい、個人データ法第 547 号は、この原則を反映しています: 第 5 条、第 14 条、第 18 条、第 31 条。

第 5 条は、個人データ処理の目的および方法の合法性が、法の主要原則の一つであると述べています。

第 14 条は、個人データの開示は、データ主体の同意を得た上で行わなければならないとし、(メディアへの公表、インターネットへの掲載、その他の方法による個人データへのアクセスの提供を含む不特定多数の者への)開示の範囲を定めています。

第 18 条は、データ主体の同意および法で認められたその他の包括的な事例の一覧を含む、個人データを処理する根拠を定めています。

第 31 条:所有者および(または)運営者は、個人データの処理について対象者の同意の証拠を提出しなければなりません。

(e) 安全保護の原則

この原則は、個人データは、その滅失若しくは不正アクセス、毀損、不正利用、改ざん又は漏えい等のリスクに対し、合理的な安全保護措置を講ずるべきであることを意味します。

はい、個人データ法第 547 号は、この原則を反映しています: 第 5 条、第 12 条、第 28 条、第 31 条。

第 5 条は、個人データの機密性と安全性が法の主要な原則の一つであることを述べています。

第 12 条:所有者、運営者及び第三者による個人データの利用は、必要なレベルの個人データの保護が確保されていることを条件として、あらかじめ明示された収集目的のためにのみ実施されます。

第 28 条:所有者/運営者は、対象者の同意なしに個人データを開示および共有せず、秘密保持することを義務付けられています。

第 31 条 所有者および(または)運営者は、個人データを保護するために必要な法的、組織的、技術的措置を講じなければなりません。所有者および(または)運営者、ならびに第三者の個人データ保護義務は、個人データの収集の瞬間から発生し、その破棄または匿名化まで有効となります。

(f) 公開の原則

この原則は、個人データの活用、取扱い、及びその方針については、公開された一般的な方針に基づくべきであり、その方法は、個人データの存在及び性質に応じて、その主要な利用目的とともにデータ管理者の識別及び通常の所在地を認識できる方法によって示すべきであることを意味します。

はい、個人データ法第 547 号は、この原則を反映しています: 第 30 条と第 31 条。

第 31 条: 所有者および(または)運営者は、対象者の要求に応じて、個人データの処理に関する情報、および対象者が個人データの処理および(または)破棄を一時的に停止するための書類を電子形式で提出する機会を提供しなければなりません。

(g) 個人参加の原則

この原則は、個人が次の権利を有することを意味します。

- i) データ管理者が自己に関するデータを保有しているか否かについて、データ管理者又はその他の者から確認を得ること。
- ii) 自己に関するデータを保有している者に対し、当該データを、合理的な期間内に、必要がある場合は、過度にならない費用で、合理的な方法で、かつ、本人が認識しやすい方法で自己に知らしめられること。
- iii) 上記 i) 及び ii) の要求が拒否された場合には、その理由が説明されること及びそのような拒否に対して異議を申し立てることができること。
- iv) 自己に関するデータに対して異議を申し立てること及びその異議が認められた場合には、そのデータを消去、訂正、完全化、改めさせること。

はい、個人データ法第 547 号は、この原則を反映しています: 第 22 条、第 23 条、第 30 条。

第 22 条は、データ主体が所有者／運営者に対して提供を要求できる情報の範囲(処理の目的、方法、内容、手順など)と、所有者／運営者がそのような情報の提供を拒否できる場合(データが公に取得された、対象者が事前に通知されているなど)を挙げています。

第 23 条は、所有者／運営者が個人データの目的、方法、利用についてデータ主体に通知しなければならない場合と通知する必要のない場合について規定しています。

第 30 条 個人データの主体は以下の権利を有します。

- 所有者および(または)運営者、ならびに第三者が個人データおよびその構成物

を保有していることを知ること。

- 要求に応じて、所有者および(または)運営者から、個人データの処理に関する情報を受け取ること。
- 所有者および(または)運営者から、個人データへのアクセスを提供するための条件について情報を得ること。
- 個人データに関連する権利および正当な利益の保護を、権限を有する国家機関または裁判所に対して申請すること。
- 個人データの処理に同意し、本法に別段の定めがある場合を除き、かかる同意を撤回すること。
- 所有者および(または)運営者、ならびに第三者に対して、個人データの公的情報源に個人データを配布することに同意すること。
- 個人データが不完全、古い(最新でない)、不正確、違法に取得されたものである場合、または処理の目的上必要でない場合、所有者および(または)運営者に対して、個人データの処理を一時的に停止するよう要求すること。

(h) 責任の原則

この原則は、データ管理者が、上記の諸原則を実施するための措置を遵守する責任を有することを意味します。

はい、個人データ法第 547 条は、この原則を反映しています: 第 27 条、第 27 条 1 項、第 28 条、第 30 条。

第 27 条は、政府が個人データの保護を保証し、個人データを処理する所有者/運営者にその目的のために必要な措置(開示しない、違法処理を防止する、個人データを最新の状態に保つなど)を義務付けると定めています。

第 27 条 1 項は、インターネットを含む情報技術を使用してウズベキスタン共和国の国民の個人データを処理する場合、その所有者および(または)運営者は、ウズベキスタン共和国に物理的に位置し、所定の方法でウズベキスタンの国家データ保護当局に登録されたデータベース(技術的装置)への収集、体系化、保存を保証しなければならないと定めています。

第 28 条および第 30 条の概要については、上記をご参照ください。

- ii. OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要をご教示下さい。

いいえ、そのような法律はありません。しかし、一般的には、個人データ法第 547 号(法律に反映された OECD プライバシー原則を含む)は、捜査、諜報、防諜活動、犯罪への対抗、法執行、マネーロンダリング対策の過程で得られた個人データの処理には適用さ

れません。

- (a) 収集制限の原則
- (b) データ内容の原則
- (c) 目的明確化の原則
- (d) 利用制限の原則
- (e) 安全保護措置の原則
- (f) 公開の原則
- (g) 個人参加の原則
- (h) 責任の原則

IV. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

あなたの国において、包括的ガバメントアクセス(例: 捜査目的で当局が個人データにアクセスする際の制限)やデータローカライゼーション(例: サーバやデータの国内設置及び保管を義務付ける規制)のような、個人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

個人所有の個人データへのガバメントアクセスは、以下に基づいて可能となっています。

- a) 裁判所が発行する令状
- b) 検察官が発行する令状
- c) 所定の事案においてその他の法執行機関によって発行された令状

現地で認可された弁護士(すなわち「弁護士」)のみが、弁護士・依頼人間の秘匿特権により、個人データを含むいかなる情報も他者に開示しない特権を有します(弁護士法第 9 条 <https://lex.uz/docs/58372#1427847>)。

ウズベキスタンには、ウズベキスタン国民の個人データの収集、体系化、保存は、ウズベキスタン共和国の領土内に物理的に存在する技術的手段で行わなければならない、そのような適格データを保持するデータベースはウズベキスタンの国家データ保護当局に正式に登録されていなければならないというデータローカライゼーションの要件があります。データローカ

ライゼーションの要件に従わない場合、ウズベキスタン領土内のウェブサイトへのオンラインアクセスが制限されることがあります。

V. データ保護機関

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

名称: *ウズベキスタン内閣府直下個人化国家センター (The State Center for Personalization under the Cabinet of Ministers of Uzbekistan)*

住所: *160A Bogishamol str., Yunusabad district, Tashkent, 100053, Uzbekistan.*

電話番号: *該当なし*

WEB サイト: *pd.gov.uz*